

日本生協連の生協役員賠償責任保険制度

(会社役員賠償責任保険)



- 改定：2017 年度契約は、前年度からの加入者拡大に伴う制度割引(30%引き)と前年度無事故割引(40%引き)を適用しています。

◇ 本制度の概要

「生協役員賠償責任保険」は、日本生活協同組合連合会の会員生協および会員事業連合の生協役員が、業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に、組合員または会員生協、第三者から賠償請求を提起された場合に備えて、生協役員(被保険者)が被る損害(損害賠償金や争訟費用など)を補償する保険制度です。

point

2008 年 4 月 1 日施行の改正生協法では、組合員代表訴訟制度が導入されるなど、会社法の準用により、生協役員がその責任を組合員や第三者から追及されることが規定されています。

◇ 保険期間

2017 年 4 月 1 日～2018 年 4 月 1 日

1. 生協役員賠償責任保険とは

生協役員賠償責任保険とは、各生協（各事業連合、日本生協連含む）の役員としての業務として行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に組合員または会員生協、第三者から損害賠償請求を提起された場合に備えて、被保険者が被る損害（損害賠償金や争訟費用）を補償する保険です。

生協役員賠償責任保険導入のメリット

- 生協役員賠償責任保険に加入することにより、役員の方々が安心して経営に専念できます。
- 役員に対する損害賠償請求が発生するおそれ（組合員からの提訴請求や第三者からの予告通知等）が生じた場合、引受幹事保険会社が必要と認めた弁護士への相談費用等の初期対応費用を補償します。
（提訴請求対応費用補償特約、初期対応費用補償特約を自動付帯）
- 役員が退任された後の本人やご家族（相続人）への損害賠償請求に対しても、ご契約を継続いただいている限り補償が継続します。
- 言いがかり的な訴訟に巻き込まれた場合の弁護士費用等も補償します。
- 被保険者である役員が、役員としての業務につき行った不当解雇、配置・昇進等の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントにより損害賠償請求を受けた場合も補償します。
（雇用慣行賠償責任補償特約を自動付帯）

2. 生協役員賠償責任保険の保険契約者と被保険者

保険契約者	日本生活協同組合連合会
加入対象者	日本生協連の会員生協、会員事業連合、医療福祉生協、大学生協
被保険者	①各生協のすべての理事、監事、執行役員（非常勤役員を含みます。） ②上記の方々の相続人 ※既に退任している役員および保険期間中に新たに選任された役員の方も自動的に被保険者となります。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任されている役員は除きます。
保険適用地域	日本国内

3. 生協役員賠償責任保険の保険期間

保険期間は1年間（4月1日制度保険始期）です。

※ 中途加入の場合は、所定の締切日に応じて毎月1日を保険始期とし、翌4月1日を満期日とします。

4. お支払いする保険金

生協役員賠償責任保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
(1) 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者への賠償債務の弁済のために支払う金額	損害賠償請求権者へ賠償債務を弁済したときに、支払限度額を限度にお支払いします。
(2) 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きに要した費用	(1)と合算して、支払限度額を限度にお支払いします。

- ※ (1)の保険金には判決により支払いを命じられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
- ※ 税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は、保険金支払の対象となりません。
- ※ (1)・(2)の合計額についてお支払いします。
- ※ (1)の保険金請求権については損害賠償請求権者に先取特権があります。損害賠償請求権者に(1)の保険金が支払われた場合、(2)にてお支払いする金額は、支払限度額から損害賠償請求権者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※ 他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

5. 期間中支払限度額および免責金額(自己負担額)

下記Aプラン～Dプランより選択していただきます。

	期間中支払限度額	免責金額（自己負担額）
Aプラン	5,000万円	なし
Bプラン	1億円	なし
Cプラン	2億円	なし
Dプラン	3億円	なし

※上記以外のプランをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

6. 自動付帯される特約

この保険には、下記の①～⑮の特約が自動付帯されます。

- ① 株主代表訴訟補償特約
- ② 執行役員・追加被保険者特約
- ③ 提訴請求対応費用補償特約
- ④ 訴訟関係費用補償特約
- ⑤ 補助参加費用補償特約
- ⑥ 会社(生協)訴訟一部補償特約
- ⑦ 初期対応費用補償特約
- ⑧ 雇用慣行賠償責任補償特約
- ⑨ 公告・通知費用補償特約
- ⑩ 危機管理コンサルティング費用補償特約
- ⑪ 提訴請求調査費用補償特約
- ⑫ 第三者委員会設置費用補償特約
- ⑬ 争訟費用前払支払特約
- ⑭ 先行行為補償特約
- ⑮ 証券適用地域特約

7. 任意に付帯できる特約

この保険には、下記の特約が任意付帯できます。

(1) 退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約

この特約は、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償することができます。ただし、当事者同士の馴れ合いに基づく訴訟による損害や役員同士の内輪もめを原因とする訴訟による損害に対しては、保険による補償を提供するべきではないという観点から、以下に該当するものについては、補償されません。

- 退任役員からの訴訟に敗訴した場合の損害賠償金
- 訴訟を提起する退任した役員が在任中の行為・退任後に関与した行為
- 訴訟を提起する退任した役員自身の争訟費用

(2) 退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約

この特約を付帯することで、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償するこ

とができます。

ただし、訴訟を提起または関与した退任役員が在任中の行為や退任後に関与した行為に起因する損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。また、訴訟を提起または関与した退任役員自身に対しては、保険金をお支払いしません。

なお、本特約は「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」とセットで付帯いただきます。

*本特約の支払限度額は、主契約の支払限度額の内枠として、主契約の支払限度額の30%相当額、または5,000万円のいずれか低い額が適用されます。

(3) 合併に関する特約

この特約を付帯することで、生協の合併等により消滅した生協の役員が初年度契約日から合併日までの行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償することができます。

ご注意ください!!

生協が合併または資産のすべてを第三者に譲渡した場合、そのままでは合併日（譲渡日）以降に行われた行為について、保険金支払の対象になりません。

上記特約によって補償されますので、合併を予定されている場合は、必ず、事前に引受幹事保険会社にご連絡ください。

8. 子会社の役員の補償について

生協役員賠償責任保険においては、被保険者の範囲に当該生協の子会社の役員も含まれます。

9. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由または行為が認められた損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。適用の判断は個々の役員ごとに行われます。

- ① 違法に私的な利益や便宜の供与を得たこと
- ② 犯罪行為
- ③ 法令違反を認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由のある場合を含みます。）行った行為
- ④ 違法な報酬または賞与等の受領
- ⑤ インサイダー取引
- ⑥ 政治団体、公務員、取引先の役員・従業員等に対する違法な利益供与
など

次の事由または行為が認められた、もしくは事由または行為があったとの申立てに基づく損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求（※1）（※2）
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前に生協に対して提起されていた訴訟と同一または関連する事実起因する損害賠償請求
- ③ 保険期間の開始日において役員が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求（※2）
- ④ 保険期間の開始日より前になされていた役員に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求（※2）
- ⑤ 汚染物質、核物質に起因する損害賠償請求
- ⑥ 身体障害、財物損壊、人格権侵害に対する損害賠償請求（※3）
- ⑦ 記名子会社の役員に対する賠償請求で、記名子会社の総株主の議決権の過半数を有しておらず、かつ、その記名子会社の経営を支配していない間に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 他の役員、生協もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、またはこれらの者が関与して、生協もしくはその子会社の議決権を有する者および生協もしくはその子会社に対して役員等の責任を追及する訴えを請求することができる者からなされた損害賠償請求（※4）（※5）
- ⑨ 記名子会社の株式を10%以上保有する大株主（株主権または議決権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。）からなされた損害賠償請求、または大株主が関与して、生協もしくは記名子会社の議決権を有する者および生協に対して株主代表訴訟等を提起できる者からなされた損害賠償請求
など

※1 加入者証記載の初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契

約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。

- ※2 「一連の損害賠償請求」とは、損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたとみなされます。
- ※3 2012年度より自動付帯された「雇用慣行賠償責任補償特約」により、役員としての業務につき行った職員に対する不当解雇やパワーハラスメント等に起因する上記⑥の損害賠償請求は保険金支払の対象となります。
- ※4 「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償することができます。(損害賠償金は対象外です。)
- ※5 退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。

現在、他の保険会社で「役員賠償責任保険」にご加入されている場合

本制度では、「初年度契約」の保険期間の開始日より前に退任された役員は補償の対象となりません。ただし、現在有効な「役員賠償責任保険」に加入していることを証明する書類（引受保険会社が発行した付保証明や保険証券の写し）をご提出いただける場合は、この「初年度契約」を他損保でご加入されていた契約の開始日としてお取扱いします。

10. 保険料について

生協役員賠償責任保険の保険料を算出するには、次の「保険料算出必要書類」が必要となります。

保険料算出必要書類

1. 保険料算出質問書兼見積り依頼書
2. 直近年度1年間の事業報告書（貸借対照表等）

保険料は契約の条件によって異なりますので、個別に提示させていただきます。

11. その他

- このパンフレットは概要を説明したものです。併せて「生協役員賠償責任制度要綱」をご確認ください。また、ご不明の点等につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社までお問い合わせください。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ご加入の際は必ず重要事項説明書をご覧ください。
- 万一事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または引受幹事保険会社まで次の事項をご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

<ご通知いただく事項>

- 賠償事故が発生した日時・場所および状況
- 被害者の住所・氏名および被害物件
- 保険証券番号と保険期間
- 賠償事故の内容・原因等

※ 示談金額を決定する場合には必ず事前に引受幹事保険会社にご連絡ください。事前にご連絡をいただけない場合には、賠償金の一部または全部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

.....ご相談・お問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社アイアンドアイサービス
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13
TEL 03-6836-1330
FAX 03-6836-1333

【引受保険会社】

共栄火災海上保険株式会社（幹事保険会社）
団体組織開発部 営業課
〒105-8604
東京都港区新橋 1-18-6
TEL 03-3504-2898
FAX 03-3504-2948

【非幹事保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

承認番号:A1624401E1734-20161222

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「生協役員賠償責任保険〈生協役員賠償〉」制度要綱（以下「制度要綱」といいます。）をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等**(1) 制度の仕組み**

この保険は、日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、日本生協連および日本生協連の会員生協、会員事業連合、大学生協、医療福祉生協、生協子会社の理事・監事・執行役員（非常勤役員を含みます。）および前記の方々の相続人を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。

(2) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が生協の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に法律上の損害賠償請求を受けたことにより生じた、損害賠償金および争訟費用を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。

(3) 補償内容

- ①保険金をお支払いする場合
制度要綱をご参照ください。
- ②保険金をお支払いできない主な場合
制度要綱をご参照ください。

(4) セットされる主な特約

制度要綱をご参照ください。

(5) 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますので制度要綱等でご確認ください。

(6) 引受条件（ご契約金額等）

制度要綱でご確認ください。

2. 保険料

個別に算出します。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、制度要綱をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、制度要綱記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「制度要綱」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等ご契約者とするご契約は、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務・通知義務

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼（申込）書の記載上の注意事項）

ご加入に際し、保険会社に重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

- ①ご加入後に告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますのでご注意ください。
- ②事故が発生した場合は、すみやかに制度要綱に記載の連絡先までご通知ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

制度要綱の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し

- (1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消をさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金をお支払いできません。

- ①ご加入者または被保険者が保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- ④上記①～③のほか、ご加入者または被保険者が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、制度要綱に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

8. 万一事故が発生した場合には

- (1) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただけます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- (2) 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種手続き、保険料のお見積もりは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てをおこなうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808（ナビダイヤル 通話料有料）

受付時間：平日の午前9：15～午後5：00

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページ

（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077（通話料無料）

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<http://www.kyoeikasai.co.jp/>）をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼（申込）書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。

- 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合など）や特約の内容
- 保険金額（ご契約金額・契約タイプ）
- 保険期間（ご契約期間）
- 保険料・お支払方法（払込方法）
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

2. 加入依頼（申込）書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

制度要綱

目次

頁

1. 生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）開発経過と必要性	
（1）生協役員を取巻く環境	P12
（2）役員が個人として責任を問われる場合	P12
（3）代表訴訟制度	P12
（4）ご案内について	P13
2. 生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）の内容	
（1）保険契約者・被保険者	P13
（2）引受損害保険会社	P13
（3）保険の対象となる損害	P14
（4）お支払いする保険金	P14
（5）保険金をお支払いできない主な場合	P14
（6）期間中支払限度額・免責金額（自己負担額）	P16
（7）保険期間	P16
（8）自動付帯される特約	P16
（9）選択可能な特約および条件	P18
（10）現在、他の保険会社で「役員賠償責任保険」にご加入されている場合	P19
（11）加入についての意思確認および保険料算出について	P19
（12）保険料の税務上取扱い	P20
（13）今後のスケジュール	P20
（14）賠償責任保険金における損害賠償請求権者の先取特権	P20
（15）事故が発生した場合	P20

1. 生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）開発経過と必要性

日本生活協同組合連合会が会員生協、会員事業連合および大学生協、医療福祉生協の役員向けに生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）制度の開発、ご案内に至った経過は次の通りとなります。

※生協役員賠償責任保険《生協役員賠償》Q&A 集をあわせてご参照ください。

（1）生協役員を取巻く環境

旧の消費生活協同組合法（生協法）では、生協役員の生協や組合員、第三者に対する責任に関する規定や、組合員からの代表訴訟制度に関する規定はありませんでした。しかし、生協法改正後（2008年4月1日改正）は、組合員代表訴訟制度導入がされる等、会社法の準用により、生協役員がその責任を組合員や第三者から追及されることが規定されるようになりました。

（2）役員が個人として責任を問われる場合

役員の実行行為や意思決定・判断によって生協に何らかの損害が生じた場合、善管注意義務違反・忠実義務違反等を理由として「役員の実行行為に対する損害賠償」が追及される可能性があります。また、不法行為等で第三者（組合員、取引業者、職員等）に損害を生じさせた場合も当然ながらその者から責任追及をされるおそれがあります。行為を行った役員だけではなく、理事会の決議に賛成した、もしくは議事録に異議をとどめなかった役員も同様の責任を負うと考えられます。また、理事会の決議事項以外でも理事会の構成員として、他の役員の実行行為を監視すべき義務を怠ったとして責任を追及されることも考えられます。

具体的には、新規事業の行き詰まり、不公正な取引による競業者の損害、不当解雇・雇用差別などさまざまなケースで訴えを起こされる危険が潜んでいるといえます。

（Q&A 集の Q1～Q5 をご参照ください。）

（3）代表訴訟制度

近年、これほどまでに役員個人の責任がクローズアップされてきたのは、株主代表訴訟制度の存在と、それに関する商法が改正されたことに端を発します。株主代表訴訟制度は昭和 25 年に設けられましたが、実際に利用されることは殆どありませんでした。ところが、平成 5 年の商法改正で、それまで損害賠償請求額に応じて手数料を支払う必要があり、巨額の手数料が必要だったものが、株主代表訴訟に関しては一律 8,200 円（現在は 13,000 円）の手数料で訴訟を起こせるようになったことで訴訟提起が容易になり、訴訟件数が大幅に増加しました。株主代表訴訟制度は、役員が会社に対して損害を与えたため会社に対して何らかの責任を負っているにもかかわらず、会社がその責任を追及しない場合に、株主が会社に代わって、その役員の実行行為に対する責任を追及できる制度です。

（Q&A 集の Q6 をご参照ください。）

(4) ご案内について

以上の経過により、日本生協連として全ての会員生協、会員事業連合および大学生協が、そのための備えや対策を考えておくことは、生協経営の健全な発展のためにも必要なことと判断し、この度の制度開発およびご案内に至りました。

※日本生協連が保険契約者となり、会員生協、会員事業連合、大学生協、医療福祉生協のご加入を取りまとめることにより、そのスケールメリットをいかしております。

2. 生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）の内容

(1) 保険契約者・被保険者

① 保険契約者

日本生活協同組合連合会

② 加入者

日本生協連の会員生協、会員事業連合、大学生協、医療福祉生協

③ 被保険者

ア. 上記②加入者（以下「生協」といいます。）のすべての理事・監事

（非常勤を含みます。）・執行役員（以下「役員」といいます。）

イ. 上記の方々の相続人

※執行役員は、生協法上では役員ではないため代表訴訟の対象とはなりません。第三者に対する責任を問われることが考えられるため、「執行役員・追加被保険者特約」により被保険者に含みます。

※既に退任している役員および保険期間中に新たに選任された役員の方も自動的に被保険者となります。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員は除きます。（「先行行為補償特約」を付帯しても被保険者の範囲は変わりません。）

※子会社の役員も補償されます。

※子会社とは生協が直接、間接を問わず総株主の議決権の過半数を有する株式会社とその他の生協がその経営を支配している法人として会社法施行規則に定める法人（過去に当該関係が成立していた法人を含みます。）をいいます。

※訴訟中の生協につきましては、訴訟案件が終了するまで、本制度にはご加入できません。

(2) 引受損害保険会社

幹事保険会社： 共栄火災海上保険株式会社

非幹事保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、
損害保険ジャパン日本興亜株式会社、

※この保険契約は複数の保険会社による共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

(3) 保険の対象となる損害

生協の役員が、その業務の遂行に起因して保険期間中に法律上の損害賠償請求を受けたことにより、損害賠償金および争訟費用を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。

(4) お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法
損害賠償金	①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者への賠償債務の弁済のために支払う金額	損害賠償請求権者へ賠償債務を弁済したときに、支払限度額を限度にお支払いします。
費用損害	②争訟費用 損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	①と合算して、支払限度額を限度にお支払いします。

※①の保険金には判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。

※①・②の合計額についてお支払いします。

※①の保険金請求権については損害賠償請求権者に先取特権があります。損害賠償請求権者に①の保険金が支払われた場合、②にてお支払いする金額は、支払限度額から損害賠償請求権者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。

※他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

※引受幹事保険会社が必要と認める場合には、争訟費用を損害賠償の解決に先立ってお支払いすることができます。

なお、以下については保険金支払の対象となりません。

- ・税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金の加重された部分ならびに役員と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金
- ・役員または生協の職員の報酬、賞与または給与等

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由または行為が認められた損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。適用の判断は個々の役員ごとに行われます。

- ① 違法に私的な利益や便宜の供与を得たこと
- ② 犯罪行為
- ③ 法令違反を認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由のある場合を含みます。）行った行為

- ④ 違法な報酬または賞与等の受領
- ⑤ インサイダー取引
- ⑥ 政治団体、公務員、取引先の役員・従業員等に対する違法な利益供与 など

次の事由または行為が認められた、もしくは事由または行為があったとの申立てに基づく損害賠償請求は保険金支払の対象となりません。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 (※1) (※2)
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前に生協に対して提起されていた訴訟と同一または関連する事実起因する損害賠償請求
- ③ 保険期間の開始日において役員が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 (※2)
- ④ 保険期間の開始日より前になされていた役員に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 (※2)
- ⑤ 汚染物質、核物質に起因する損害賠償請求
- ⑥ 身体障害、財物損壊、人格権侵害に対する損害賠償請求 (※3)
- ⑦ 記名子会社の役員に対する賠償請求で、記名子会社の総株主の議決権の過半数を有しておらず、かつ、その記名子会社の経営を支配していない間に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 他の役員、生協もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、またはこれらの者が関与して、生協もしくはその子会社の議決権を有する者および生協もしくはその子会社に対して役員等の責任を追及する訴えを請求することができる者からなされた損害賠償請求 (※4) (※5)
- ⑨ 記名子会社の株式を 10%以上所有する大株主（株主権または議決権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。）からなされた損害賠償請求、または大株主が関与して、生協もしくは記名子会社の議決権を有する者および生協に対して株主代表訴訟等を提起できる者からなされた損害賠償請求

など

※1 保険証券記載の初年度契約の保険期間の開始日の 10 年前の応当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。

※2 「一連の損害賠償請求」とは、損害賠償請求がなされた時、場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなされます。

※3 2012 年度より自動付帯された「雇用慣行賠償責任補償特約」により、役員としての業務につき行った職員に対する不当解雇やパワーハラスメント等に起因する上記⑥の損害賠償請求は保険金支払の対象となります。（P. 17 をご参照ください。）

※4 「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、争訟費

用にかかる損害を補償することができます。（損害賠償金は対象外です。）

- ※5 退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約を付帯した場合、他の被保険者からなされた損害賠償請求または他の被保険者が関与してなされた損害賠償請求のうち、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。

(6) 期間中支払限度額・免責金額（自己負担額）

	期間中支払限度額	免責金額（自己負担額）
Aプラン	5,000万円	なし
Bプラン	1億円	なし
Cプラン	2億円	なし
Dプラン	3億円	なし

※ 上記、期間中支払限度額のいずれかを選択していただきます。

※ 上記以外のプランをご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

※ 支払限度額は自動復元しません。

※ 免責金額および縮小支払割合はありません。

(7) 保険期間

2017年4月1日を保険始期日とし保険期間は1年間です。

ただし、中途加入も受け付けます。

※中途加入に関しましては毎月1日を保険始期日とし、2018年4月1日が満期日となります。その際の保険料はその期間について月割となります。

(8) 自動付帯される特約

① 株主代表訴訟補償特約

代表訴訟で敗訴した場合の損害について保険金をお支払いします。

② 執行役員・追加被保険者特約

執行役員は生協法上の役員ではないため、代表訴訟の対象とはなりません。第三者に対する責任を問われることが考えられるため、被保険者に追加します。

③ 提訴請求対応費用補償特約

組合員が生協に対して役員の実任を追及する訴えを起こすよう提訴請求がなされてから、実際に代表訴訟が提起されるまでの間に、役員が支出した弁護士への相談費用等を補償します。本特約により、他の保険金と合算して期間中支払限度額の範囲内で補償します。

④ 訴訟関係費用補償特約

民事訴訟法に規定される証拠収集手続（当事者照会、文書提出命令）に対応するため役員が支出した文書作成費用等を他の保険金と合算して期間中支払限度額の範囲内で補償しま

す。

⑤ 補助参加費用補償特約

役員が組合員代表訴訟を提訴され、役員賠償責任保険で補償される場合に、生協が被告役員側に補助参加したことにより生協が負担する争訟費用を補償します。

*裁判所が補助参加を認めない場合には、保険金をお支払いできません。

*本特約による保険金のお支払いは、主契約の期間中支払限度額の10%に相当する額または1,000万円のいずれか低い額となります。

*争訟費用前払支払特約を付帯した場合も含め、争訟費用の前払いはできません。

⑥ 会社（生協）訴訟一部補償特約

次に掲げる訴訟の提起による損害賠償請求がなされたことにより、被保険者である役員が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。

*組合員から生協に対して役員の責任を追及する訴えの提起の請求がなされた場合に、その請求に基づいて生協が役員に対して提起する訴訟

*第三者（注）から生協に対する損害賠償請求に基づき、生協が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、役員の責任を追及するために生協が役員に対して提起する訴訟

（注）「第三者」とは、「他の被保険者、生協、生協の子会社、生協の子会社の株主、生協の職員および子会社の職員」以外の者をいいます。

⑦ 初期対応費用補償特約

第三者賠償請求の予告通知等を受けた場合に、弁護士への相談費用等の初期対応費用を補償します。

⑧ 雇用慣行賠償責任補償特約

被保険者が役員の業務として行った不当解雇、配置・昇進等の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの行為により、保険期間中に損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償します。

⑨ 公告・通知費用補償特約

組合員代表訴訟の手続きにおいて、生協が組合員等に対して公告・通知を行う場合の次の費用を補償します。

・組合員代表訴訟の提訴請求を受けた結果として、生協が役員に対して責任追及を行わない場合に、その理由を組合員に通知するための費用（不提訴理由通知費用）

・組合員代表訴訟の訴訟告知を受理した場合に、その旨を公告するための費用（訴訟告知受理公告・通知費用）

⑩ 危機管理コンサルティング費用補償特約

組合員から提訴請求または代表訴訟が提起された場合に、その影響を軽減するための対策について生協がコンサルティング会社に相談した場合の次の費用を補償します。

・コンサルティング会社から支援、指導または助言を得るために支出した費用

・対策を講じるために要した損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、

テレビ等による会見、広告費用等

⑪ 提訴請求調査費用補償特約

組合員から提訴請求がなされた場合に、生協が提訴請求に掲げられた事実関係について調査を行うために要した費用を補償します。

⑫ 第三者委員会設置費用補償特約

第三者から予告通知を受けた場合または組合員から提訴請求が提起された場合に、生協が不祥事について調査し、その結果を組合員等の利害関係者に対して開示するために第三者委員会を設置した場合の次の費用を補償します。

- ・ 委員に対する報酬
- ・ 報告書作成等の委員会活動に要した費用

⑬ 争訟費用前払支払特約

損害賠償金を支払うに先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができる旨を定めた特約です。

ただし、普通保険約款および特約によりその損害が補償されないこととなった場合や、先取特権を有する損害賠償請求権者に対して支払われる保険金との関係等で既に支払われた争訟費用の全部または一部について、返還しなければならない場合があります。

⑭ 先行行為補償特約

保険証券記載の初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、本特約を付帯した場合であっても、被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。

※ 当特約の内容につきましては、Q&A集のQ14-2をご参照ください。

(※「合併に関する特約」が付帯される場合は、その特約記載の法人の役員の方については特約記載の期日の10年前の応当日から合併日までの間に行われた行為に起因する損害を補償します。ただし、合併前の生協が加入していたD&O保険の初年度契約の保険期間の開始日より前に退任している役員の方は補償対象となりません。)

⑮ 子会社の役員補償

被保険者の範囲に子会社の役員も含まれます。

⑯ 証券適用地域特約

日本国内で提起された損害賠償請求にかかる損害に限り補償します。

(9) **選択可能な特約および条件**

① 退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約

本特約を付帯した場合には、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が提起または関与した他の役員への損害賠償請求について、争訟費用にかかる損害を補償するこ

とができます。ただし、当事者同士の馴れ合いに基づく訴訟による損害や役員同士の内輪もめを原因とする訴訟による損害に対しては、保険による補償を提供すべきではないという観点から、以下に該当するものについては、補償されません。

- 退任役員からの訴訟に敗訴した場合の損害賠償金
- 訴訟を提起する退任した役員が在任中の行為・退任後に関与した行為
- 訴訟を提起する退任した役員自身の争訟費用

② 退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約

本特約を付帯した場合、初年度契約の開始日以降に退任した役員が提起または関与した、他の役員への損害賠償請求について、損害賠償金にかかる損害を補償することができます。

ただし、訴訟を提起または関与した退任役員が在任中の行為や退任後に関与した行為に起因する損害賠償請求については、保険金をお支払いしません。また、訴訟を提起または関与した退任役員自身に対しては、保険金をお支払いしません。

なお、本特約は「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」と必ずセットで付帯いただきます。

* 本特約の支払限度額は、主契約の支払限度額の内枠として、主契約の支払限度額の30%相当額、または5,000万円のいずれか低い額が適用されます。

③ 合併に関する特約

生協の合併等により、消滅した生協の役員が初年度契約の保険期間の開始日から合併日までの行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被る損害を補償することができます。

(10) 現在、他の保険会社で「役員賠償責任保険」にご加入されている場合

本制度では、「初年度契約」の保険期間の開始日より前に退任された役員は補償の対象となりません。ただし、現在有効な「役員賠償責任保険」に加入していることを証明する書類（引受保険会社が発行した付保証明や保険証券の写し）をご提出いただける場合は、この「初年度契約」を他損保でご加入されていた契約の開始日としてお取扱いたします。

他損保での初年度契約以降に退任された役員の方であれば、補償の対象となりますので、是非とも加入のご検討をお願いいたします。

(11) 加入についての意思確認および保険料算出について

役員賠償責任保険の保険料は、会員生協および会員事業連合、大学生協、医療福祉生協それぞれの総資産、契約の条件によって異なりますので個別に提示させていただきます。

当制度はその必要性から、すべての会員生協および会員事業連合、大学生協、医療福祉生協にご加入いただきたいと考えております。そこで、別紙の「生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）保険料算出質問書兼見積り依頼書」にてご加入の意向についてのご回答をお願いいたします。

この書類に関しましては、2月8日までにご提出をお願いいたします。

※「生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）保険料算出質問書兼見積り依頼書」をご提出いただく際には、「直近年度1年間の事業報告書」（財務諸表等）の添付も併せてお願いいたし

ます。

(12) 保険料の税務上取扱い

「当保険は、役員が生協に損害を与えた場合に備えた保険であり、加害者（役員）のために被害者である生協が保険料を支払うのはおかしい」等として、保険料の全額を生協が負担することは会社法上問題ありとする見解があります。そのため、代表訴訟において役員が敗訴した場合（賠償責任を負担した場合）の損害について補償する、「株主代表訴訟補償特約」の特約保険料については役員が負担する必要があります。

特約保険料は、保険料総額の10%となり、この特約保険料を役員全員で負担することになります。

なお、保険料の見積りに際しては、基本契約と特約に区分して保険料を提示します。

基本契約の保険料	経費として損金処理
株主代表訴訟補償特約部分の保険料	役員の個人負担（報酬から天引き等）

※保険料負担の配分方法等につきましては、Q&A集のQ26をご参照ください。

(13) 今後のスケジュール

保険料算出質問書兼見積り依頼書の締切り	2017年2月8日
保険料の提示および加入申込書等のご案内	2017年2月中旬
加入申込書等締切り	2017年3月3日
保険料お振込締切り	2017年3月17日
制度開始	2017年4月1日

(14) 賠償責任保険金における損害賠償請求権者の先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）を請求する権利は、被保険者に優先して損害賠償請求権者に発生します（先取特権といいます）。費用保険金が保険金の内枠として含まれる場合は、賠償責任に対する保険金のみ損害賠償請求権者に優先してお支払いいたします。

(15) 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または引受幹事保険会社にご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※(11)「加入についての意思確認および保険料算出について」のとおり、保険料見積り依頼のご意向をいただいた会員生協および会員事業連合、大学生協、医療福祉生協につきましては、2017年2月中旬に保険料の提示および加入申込書の送付を行います。その際には、「重要事項説明書」を必ずご一読のうえ、ご加入願います。

～当制度に関するお問い合わせ先は～

取扱代理店 株式会社アイアンドアイサービス

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

TEL 03-6836-1330 FAX 03-6836-1333

担当：山本 Eメール：wakajirou.yamamoto@coopkyosai.coop

以上

Q & A

目 次

〔役員に関する事項〕	頁
Q 1. 役員はどのような場合にその個人的責任を追及されるのですか。	P. 24
Q 2. 役員が生協に対する「善管注意義務」や「忠実義務」とはどのようなものですか。	P. 24
Q 3. 善管注意義務違反があったか否かはどのように判断されるのですか。	P. 25
Q 4. 役員が第三者に対して個人的責任を負う要件はどのようなものですか。	P. 25
Q 5. 役員責任の時効は何年ですか。	P. 26
Q 6. 代表訴訟とはどのようなものですか。	P. 26
Q 7. 代表訴訟を起こされた場合、役員は生協の顧問弁護士に依頼したり、あるいは生協か弁護士費用の支払いを受けることはできますか。	P. 26
〔生協役員賠償責任保険の補償内容に関する事項〕	
Q 8. 生協役員賠償責任保険では、どのような場合に保険金が支払われるのですか。訴えられた場合には、すべて保険金支払の対象になるのですか。	P. 28
Q 9. 保険金を支払わない場合の「犯罪行為」とは、どのような行為をいうのですか。	P. 29
Q 10. 裁判の結果、善管注意義務違反があったと認められた場合、法令違反として保険金が支払わない場合になるのですか。	P. 29
Q 11. 一部の役員に「犯罪行為」や「法令違反を認識しながら行った行為」があった場合、全ての役員について保険金が支払われないのですか。	P. 29
Q 12. 普通保険約款で、他の役員、生協からなされた損害賠償請求に対して保険金を支払わないのはどのような趣旨からですか。	P. 30
Q 13. どのような趣旨で生協が大株主からの損害賠償請求に対して保険金を支払わないこととしているのですか。	P. 31
Q 14-1. 保険期間と「行為日」や「損害賠償請求日」との関係について説明してください。	P. 31
Q 14-2. 先行行為補償特約を付帯した場合の保険期間と「行為日」や「損害賠償請求日」との関係について説明してください。	P. 32
Q 15. 生協役員賠償責任保険では裁判外での和解金などは保険金支払の対象とならないのですか。	P. 33
Q 16. 保険会社による示談交渉サービスがありますか。	P. 34
Q 17. 生協と役員の両方に賠償請求をされた場合、生協役員賠償責任保険で生協の責任部分も補償されますか。	P. 34
Q 18. 生協が合併した場合、生協役員賠償責任保険の適用はどうなりますか。	P. 35
Q 19. 現在、他の損害保険会社の役員賠償責任保険に加入していますが、生協役員賠償責任保険に切り替えた場合、初年度契約の取扱いはどうなりますか。	P. 36
〔生協役員賠償責任保険の被保険者に関する事項〕	
Q 20. 「雇用慣行賠償責任補償特約」では、どのような場合に保険金が支払われますか。	P. 37
Q 21. 役員の相続人も生協役員賠償責任保険の被保険者となりますか。	P. 37
Q 22. どのような「子会社」の役員が被保険者に含まれるのですか。	P. 37
Q 23. 対象となる子会社の役員は、生協からの出向役員に限られますか。	P. 38
Q 24. 保険期間の途中で役員の改選がありました。新たな役員も被保険者になりますか。	P. 38

〔生協役員賠償責任保険の契約方式・保険料に関する事項〕

Q 2 5. 生協役員賠償責任保険は役員の個人契約はできないのですか。 P. 38

Q 2 6. 生協役員賠償責任保険の保険料は、税務上どのように取扱われますか。 P. 38

Q 2 7. 生協役員賠償責任保険の保険料はどのように算出されるのですか。 P. 40

〔生協法・会社法に関する事項〕

Q 2 8. 改正生協法(会社法準用)における代表訴訟制度の改正のポイントはどのようなものですか。 . P. 41

Q 2 9. 役員の生協に対する責任の軽減とはどのようなものですか。 P. 41

Q 3 0. 代表訴訟における役員側への補助参加とはどのようなものですか。 P. 42

【医療福祉生協用】

Q 3 1. 生協役員賠償責任保険と医師賠償責任保険の違いはどのようなものですか。 P. 42

<用語> 生協：会員生協・会員事業連合・大学生協連・医療福祉生協・日本生協連の加入者を意味します。
組合員：会員生協が加入者→組合員；会員事業連合が加入者→会員生協；大学生協連および日本生協連が加入者→会員生協・会員事業連合を意味します。

Q 1. 役員はどのような場合にその個人的責任を追及されるのですか。

A 1.

役員の実行や意思決定・判断によって生協に何らかの損害が生じた場合、善管注意義務違反・忠実義務違反等を理由として「役員の実行に対する賠償責任」が追及される可能性があります。第三者（組合員、競業者、職員等）に損害を生じさせた場合も、その者から責任を追及されるおそれがあります。

実行を行った役員だけでなく、理事会の決議に賛成したり、議事録に異議をとどめなかった役員も同様の責任を負うとされています。また、理事会の決議事項以外でも理事会の構成員として、他の役員の実行を監視すべき義務を怠ったとして責任を追及されることもあります。具体的には、大口融資の焦げつき、投資の失敗、新規事業の行き詰まり、金融支援を行った子会社の倒産、不公正な取引による競業者の損害、不当解雇・雇用差別など、様々なケースで訴えを起こされる危険が潜んでいるといえます。ただし、あくまでも「訴えられる可能性がある」ということであって、実際に訴えられるかどうか、また、仮に訴えられたとしても、善管注意義務違反などによる法律上の賠償責任が役員に存在するか否かについては別問題であることはいうまでもありません。－（Q 3. 参照）

Q 2. 役員の実行に対する「善管注意義務」や「忠実義務」とはどのようなものですか。

A 2.

役員は生協と委任関係にあり、その職務の遂行にあたって善良な管理者の注意を尽くすべき義務（善管注意義務）を負っています（生協法 29 条の 2、民法 644 条）。また、役員は、法令・定款の定めや総会の決議を遵守し、生協のために忠実にその職務を遂行すべき義務（忠実義務）が課せられています（生協法 30 条の 3）。役員がこれらの義務に反して生協に損害を与えた場合には、役員個人が生協に対して賠償責任を負うことになります（生協法 31 条の 3、民法 415 条）。

なお、忠実義務は、善管注意義務を具体的かつ注意的に定めたものであり、善管注意義務とは別個の高度な義務を規定したものではないとするのが、判例ならびに多数説となっています。

Q 3. 善管注意義務違反があったか否かはどのように判断されるのですか。

A 3.

役員には経営上の必要性から、一般人とは異なった発想と実行力がなくては、厳しい競争を乗り越えることができず、多少の危険がともなう経営判断も必要であると考えられています。また、取引社会には、その社会独自の慣習・慣行があり、それを無視することもできません。しかしながら、経営者には一般人とは異なって経済に対する理解力・洞察力が必要であるとされ、いかに誠実であっても経営者としての能力に欠けたために生協に損害を与えた場合は善管注意義務違反を問われることになります。

個人の判断力を超えた不測の場合や、総会で決定された内容にしたがって誠実に行為を行ったが、結果として赤字が生じた場合は、一般に善管注意義務違反とはなりません。

善管注意義務は抽象的な概念であり、義務違反であるか否かの具体的な判断は、個々の事例ごとにあらゆる諸状況を勘案して個別に判断する以外にはありません。

(注) ビジネス・ジャッジメント・ルールについて

役員責任に関する判例が蓄積されている米国では、「善意でなされた高度な経営上の判断については、裁判所がその当否判断することは適当ではない。むしろ、役員がその判断を導くにいたった経緯が適切であったと認められれば、結果的に失敗したとしてもそれは経営上必然的にともなう危険であり、役員個人が責任を負うことはない。」とする「ビジネス・ジャッジメント・ルール（経営判断の原則）」とよばれる法理があります。この法理が適用されるためには、次のような要件をいずれも満たしていることが前提となります。

- ① 問題になった事項について当該役員の個人的利益がからんでいないこと
- ② 合理的で注意深い者ならば行ったであろう決定であること
- ③ 適切な判断を下せるほどに十分な情報を得ていたこと
- ④ 当該決定が真に会社の最善の利益であると信じて善意で行った行動であること

わが国においては、このような明確な法理は存在しませんが、わが国の判例の中にはこうした考え方を採用したものもあり、役員の責任の概念を考える上で参考になると思われる。

Q 4. 役員が第三者に対して個人的責任を負う要件はどのようなものですか。

A 4.

役員がその職務の遂行により第三者に損害を与え、職務を行うにつき悪意または重大な過失がある場合には、個人的責任も追及されます（生協法 31 条の 4）。

わが国においては、過去、中小企業の倒産や資力不足のために、会社債権者等が役員個人の財産から債権回収を図ろうとする責任追及の訴訟事例はありますが、大企業の役員が個人的責任を追及された訴訟事例はあまりありません。そのため、大企業の役員が第三者に対して個人的責任を負う場合の明確な要件は確立されていません。

なお、過去の訴訟事例では、次のようなケースで個人的責任が追及されています。

- ① 決済見込みのない取引（放漫な資金調達、融通手形の振出、代金支払見込みのない請負工事の発注など）
- ② 放漫経営（赤字経営の継続、経営判断の失敗など）
- ③ 会社財産の横領・公私混同（保険金を支払わない場合の「違法に私的な利益を得たこと」に該当）
- ④ 死傷事故（保険金を支払わない場合の「身体障害」に該当）など

Q 5. 役員責任の時効は何年ですか。

A 5.

生協または第三者に対する役員損害賠償責任にかかる時効については、「損害賠償請求権者が損害を知ったときから10年間で時効が成立する。」とする民法167条第1項が適用されるとするのが有力説です。

また、代表訴訟では、時効の起算日は「役員行為」や「組合員が損害の発生を知った」時点ではなく、「生協が損害の発生を知った」時点となります。

Q 6. 代表訴訟とはどのようなものですか。

A 6.

代表訴訟とは、役員行為などにより生協に損害を与えたにもかかわらず、生協が役員責任追及をしない場合、組合員が生協に代わって役員経営責任を追及する制度です（生協法31条の6→会社法847条準用）。

6か月以上引き続き組合員である者が訴訟を提起することができ、組合員は生協に役員に対する訴えを起こすよう請求し、60日以内に生協が訴訟を提起しない場合は、組合員が生協に代わって役員に訴訟を提起することができます。

組合員側が勝訴すれば、被告である役員は個人で賠償金を支払わなければなりません。賠償金を受け取るのは生協であり訴えた組合員ではありません。

Q 7. 代表訴訟を起こされた場合、役員は生協の顧問弁護士に依頼したり、あるいは生協から弁護士費用の支払いを受けることはできますか。

A 7.

代表訴訟は、役員に対し、役員生協に対する賠償責任の履行を求めるものですから、役員と生協とは利害が対立する関係にあります。顧問弁護士は、あくまで生協の法律事務を処理するために生協と顧問契約を締結しているものであり、生協と利害が対立する立場にある役員弁護人となることは認められません。同様に、役員が自ら依頼した弁護士に対する費用

の支払いを生協に求めることもできません。

したがって、代表訴訟で訴えられた役員は、個人的に弁護士を依頼し、その費用を自ら負担することになります。

弁護士費用や調査費用等については、役員が敗訴した場合はもちろん、勝訴した場合でも、原則として役員が負担しなければなりません。

さらに、弁護士費用（弁護士報酬）は着手金と報酬金からなり、防御に成功して役員が勝訴した場合には、着手金に加えて報酬金を支払うことになります。

（注 1）訴えられた役員に過失がなく、勝訴した場合には生協に対して弁護士費用・調査費用を請求できるとする説もあります。

（注 2）弁護士報酬については、日本弁護士会の報酬等基準規程で標準額が規定されていましたが、平成 15 年 7 月の弁護士法改正により、平成 16 年 3 月 31 日をもって廃止されました。

なお、標準額の廃止に伴い、弁護士がそれぞれ自由に報酬を決められるようになりました。

（注 3）役員が勝訴した場合の訴訟費用（証人の旅費・日当・宿泊費、準備書面等の提出費用等）は原告（組合員）の負担とされますが、自己の負担した弁護士報酬等の支払いを求めるためには、原告（組合員）の訴訟が不法行為であったとの損害賠償請求を別途起こす必要があります。しかし、この請求は必ずしも認められるとは限りません。

以上を簡単にまとめると次の表のようになります。

[必要費用と負担者]

時期	負担者	訴訟費用	弁護士費用・調査費用
訴訟提起時	原告	印紙代 13,000 円、郵券代	自己負担
	被告	なし	自己負担
原告勝訴時	原告	被告に請求が可能	相当額を生協に請求（生協が応じない場合は訴訟を提起します。）
	被告	印紙代も含めて全額負担	自己負担
役員勝訴時	原告	印紙代も含めて全額負担	自己負担。原告の不当訴訟の場合は役員側の費用も負担（別途役員が訴訟提起）
	被告	原告に請求が可能	自己負担。不当訴訟の場合は別途訴訟により原告から回収 ※役員に過失がない場合には生協に請求できるとの説もあります。

Q 8. 生協役員賠償責任保険では、どのような場合に保険金が支払われるのですか。訴えられた場合には、すべて保険金支払の対象になるのですか。

A 8.

生協役員賠償責任保険は、役員が生協や第三者に損害を与えたとして損害賠償請求を受けた場合に、結果的な賠償責任の有無とは係わりなく保険の対象となり、保険金が支払われます。（ただし、保険上の「保険金を支払わない場合」に該当する場合には、保険金はお支払いできません。）

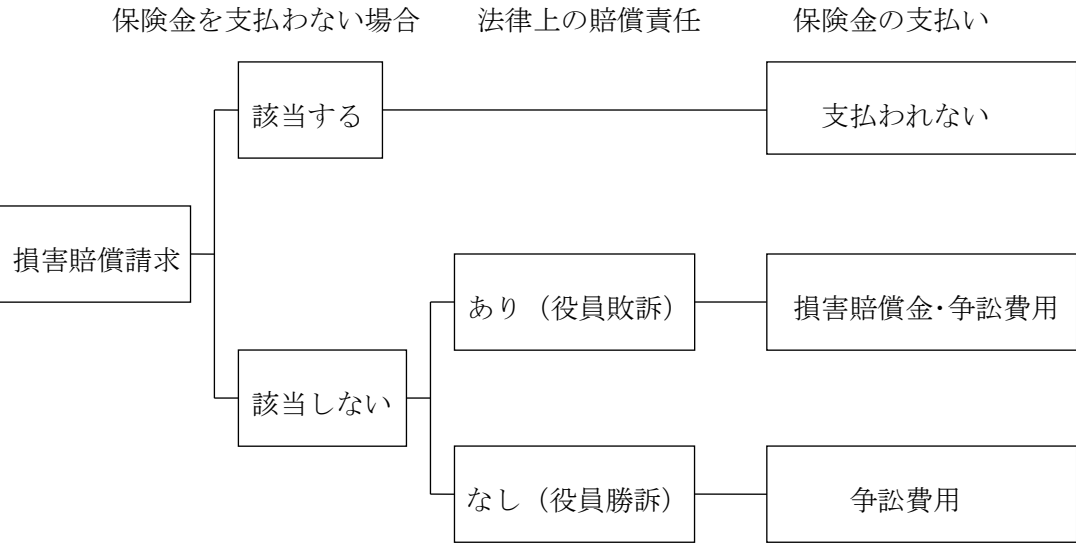
したがって、役員に法律上の賠償責任ありと認められたとき（役員敗訴）は、損害賠償金と弁護士費用等の争訟費用をお支払いし、一方、結果的に役員に責任なしと認められたとき（役員勝訴）には、争訟費用をお支払いすることになります。

犯罪行為など公序良俗に反する行為によって役員が賠償責任を負った場合、こうした役員を保険で救済することが許されないのは当然であり、保険金はお支払いできません。

したがって、生協役員賠償責任保険の補償の対象は、「役員が誠実に業務を遂行したにもかかわらず、経営判断ミスなどによって生協や第三者に損害を与えたとして訴えられた場合」ということができます。－（Q 3. Q 9. 参照）

たとえ役員が誠実に業務を遂行していても、生協に何らかの損害が生じたとして「いやがらせ」的、「いいがかり」的な請求や事実無根の請求が起こされる可能性を否定することはできません。このような場合、結果的に賠償責任なしとして役員が勝訴するにしても、役員は弁護士費用等の負担を強いられることになります。－（Q 7. 参照）

生協役員賠償責任保険は、このような争訟費用を補償することにより、「防御費用保険」的な効果を果たすことになります。



Q 9. 保険金を支払わない場合の「犯罪行為」とは、どのような行為をいうのですか。

A 9.

「犯罪行為」とは、刑法上の犯罪（背任罪、詐欺罪、横領罪、贈賄罪等）の他、会社法上の犯罪（特別背任罪、会社財産危殆罪等）、独占禁止法、金融商品取引法、税法、外国為替管理法など、あらゆる法律の刑を科せられるべき違法行為をいいます。

必ずしも起訴や刑罰の確定を要件とするものではなく、行為そのものが犯罪と同一視すべき行為なども保険金はお支払いできません。

なお、単なる手続規定違反による過料（行政罰）は、ここでいう犯罪行為に該当しません。

「犯罪行為」に該当しない場合でも、「法令に違反することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的理由がある場合を含みます。）行った行為」に起因する損害賠償請求は保険金をお支払いできません。

（注）法令とは、法律、政令、省令、規則、条例などをいい、通達は含みません。

Q 10. 裁判の結果、善管注意義務違反があったと認められた場合、法令違反として保険金が支払われない場合になるのですか。

A 10.

保険金を支払わない場合として規定されているのは「法令に違反することを認識しながら行った行為」であり、法令違反についての「認識性」が問題となります。

確かに、善管注意義務違反も法令違反であり、そのために役員の責任が追及されるわけですが、もともと善管注意義務や忠実義務というのは抽象的な概念であり、「認識ある善管注意義務違反」ということは一般には考えられません。

したがって、善管注意義務違反（=法令違反）ありというだけで保険金を支払わない場合にはなりません。なお、仮に「善管注意義務に違反することを認識していた」というような場合があるとすれば、それはすなわち「自己または第三者のために、あるいは生協に損害を与える目的でその任務に背く行為」であるということができ、このような場合には「犯罪行為」（背任）や「違法な私的利益の取得」などに該当し、保険金はお支払いできません。

Q 11. 一部の役員に「犯罪行為」や「法令違反を認識しながら行った行為」があった場合、すべての役員について保険金が支払われないのですか。

A 11.

「犯罪行為」や「法令違反を認識しながら行った行為」等、普通保険約款第3条の保険金を支払わない場合は、個々の役員ごとにその適用が判断されることとなります。

したがって、「実際にその行為を行った役員」を監視すべき義務を怠ったとして「他の役員」が訴えられた場合には、実際に行為を行っていない「他の役員」については保険金をお支払いします。

なお、その行為が理事会の決議に基づいてなされた場合には、その決議に賛成したり、あるいは議事録に異議をとどめていない理事も全員が行為者として連帯責任を負うこととなりますので（生協法 31 条の 3 第 2 項）、これらの役員全員に対しては保険金をお支払いできません。

Q 1 2. 普通保険約款で他の役員、生協からなされた損害賠償請求に対して保険金を支払わない場合としているのはどのような趣旨からですか。

A 1 2.

当保険の普通保険約款第 4 条⑨では、「他の被保険者(役員)または記名法人(生協)もしくはその子会社からなされた損害賠償請求ならびに株主代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者(役員) または記名法人(生協)もしくはその子会社が関与して、記名法人(生協)もしくはその子会社の議決権を有する者および記名法人もしくはその子会社に対して役員等の責任を追求する訴えを請求することができる者によってなされた損害賠償請求」に対しては保険金をお支払いできません。

これは、生協が何らかの経営上の損失を出した場合、経営判断の誤りを理由として役員に対して損害賠償請求（生協が働きかけて組合員に代表訴訟を起こさせた場合も含まれます。）を行い、生協役員賠償責任保険の保険金で生協の損失を補てんするような行為を排除する趣旨です。

代表訴訟制度による組合員からの請求に基づいて、監事が理事に対して訴えを起こした場合も保険金はお支払いできません。また、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員が訴えた場合も保険金はお支払いできません。（「退任役員訴訟に関する争訟費用補償特約」を付帯することにより初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員からの訴えについて争訟費用を補償することができます。また、「退任役員訴訟に関する賠償責任補償特約」を付帯することにより、初年度契約の保険期間の開始日以降に退任した役員からの訴えについて損害賠償金を補償することができます。）

なお、「役員の生協に対する責任」について生協役員賠償責任保険の対象となるのは、実質的に、「生協や役員が全く関与しない代表訴訟によって責任を追及された場合」に限られることになります。

ただし、当制度では、「会社訴訟一部補償特約」が自動付帯されているため、保険金をお支払いできる場合があります。適用される場合には、会社法の規定に基づいて組合員から生協に対して役員の責任を追及する訴えの提起の請求がなされたことにより、生協が役員に対して提起した訴訟等は補償の対象となります。

また「記名法人（生協）もしくはその子会社の議決権を有する者」とは株主代表訴訟を提起できる株主等を意図しています。組合員は株主のように株式（有価証券）を所有していませんが、生協役員に代表訴訟を提起できる者は組合員です。そのため「記名法人（生協）もしくはその子会社の議決権を有する者」には代表訴訟を提起できる組合員を含みます。

Q13. どのような趣旨で生協が大株主からの損害賠償請求に対して保険金を支払わないこととしているのですか。

A13.

大株主はその企業に対する利害関係が強く、当該企業の経営に問題が生じた場合、一般の株主と比べて訴訟を起こす可能性が強いと考えられることから、保険の引受上の理由により保険金はお支払いできません。生協においては、通常、議決権総数の10%以上を保有する方は存在しませんので、本条項は、子会社の役員を被保険者に含めて契約した場合であって、子会社の議決権総数のうち10%以上を所有する株主（大株主）からなされた損害賠償請求に適用されることとなります。

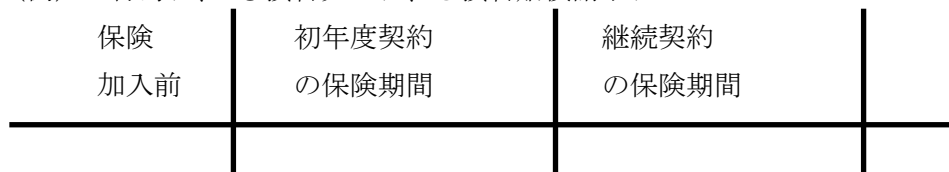
Q14-1. 保険期間と「行為日」や「損害賠償請求日」との関係について説明してください。

A14-1.

生協役員賠償責任は「クレームズメイドベース（損害賠償請求ベース）」となっており、損害賠償請求が保険期間中になされることを保険金支払の要件としています。

なお、保険金を支払わない場合の規定に該当する場合は、保険金支払の対象外となります。

(例) ▲行為日、●損害発生日、○損害賠償請求日



- 事例Ⅰ. ▲——●——○ (補償できません。)
事例Ⅱ. ▲——●——○ (初年度契約で補償)
事例Ⅲ. ▲——●——○ (継続契約で補償)

事例Ⅰ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の開始日より前であるため、補償できません。

事例Ⅱ. の損害賠償請求は、「行為」および「損害賠償請求」が保険期間内にあり、初年度契約により補償されます。

事例Ⅲ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の開始日以降であり、「損害賠償請求」が継続契約の保険期間内にあるため、継続契約により補償されます。

ただし、保険金を支払わない場合の規定により次の場合は補償できません。

- ①「損害賠償請求」が、初年度契約の開始日より前に生協に対して提起されていた訴訟と同一または関連する事実である場合は、その「損害賠償請求」は補償できません。
- ②「損害賠償請求」が、保険契約の開始日において、役員が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合で、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償

請求である場合は、この保険契約では補償できません。

この保険契約の前年度契約において、この請求の最初の損害賠償請求を受けていた時は、前年度契約により補償されます。

- ③「損害賠償請求」が、保険契約の開始日より前になされていた役員に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求である場合は、この保険契約では補償できません。

この保険契約の前年度契約において、この請求の最初の損害賠償請求を受けていた時は、前年度契約により補償されます。

(注) 一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてがなされたことみなし、最初の損害賠償請求がなされた時の保険契約で補償します。

Q 1 4 - 2 . 先行行為補償特約を付帯した場合の保険期間と「行為日」や「損害賠償請求日」との関係について説明してください。

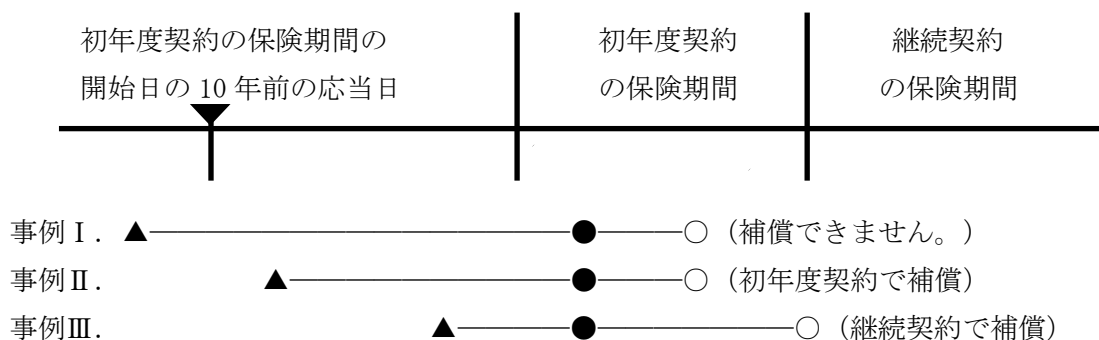
A 1 4 - 2 .

生協役員賠償責任保険は「クレームズメイドベース（損害賠償請求ベース）」となっており、先行行為補償特約付帯契約についても損害賠償請求が保険期間中になされることを保険金支払の要件としています。

なお、保険金を支払わない場合の規定に該当する場合は、保険金支払の対象外となります。

- (1) 初年度契約から先行行為補償特約を付帯した場合

▲行為日、●損害発生日、○損害賠償請求日



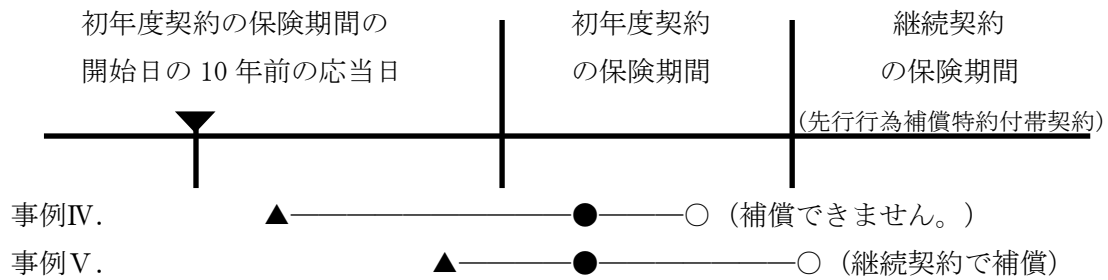
事例Ⅰ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日より前であるため、補償できません。

事例Ⅱ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降で「損害賠償請求」が保険期間内にあるので初年度契約により補償されます。

事例Ⅲ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応当日以降であり「損害賠償請求」が継続契約の保険期間内にあるため、継続契約により補償されます。

(2) 今年度の継続契約から先行行為補償特約を付帯した場合

▲行為日、●損害発生日、○損害賠償請求日



事例Ⅳ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応日以降であっても、「損害賠償請求」が先行行為補償特約を付帯した継続契約の保険期間外にあるので補償できません。

事例Ⅴ. の損害賠償請求は、「行為」が初年度契約の保険期間の開始日の10年前の応日以降で「損害賠償請求」が先行行為補償特約を付帯した継続契約の保険期間内にあるので継続契約により補償されます。

ただし、(1)および(2)で補償される場合であっても保険金を支払わない場合の規定により次の場合は補償できません。

- ①「損害賠償請求」が、初年度契約の開始日より前に生協に対して提起されていた訴訟と同一または関連する事実である場合は、その「損害賠償請求」は補償できません。
- ②「損害賠償請求」が、保険契約の開始日において、役員が損害賠償請求を受けるおそれがある状況を知っていた場合で、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求である場合は、この保険契約では補償できません。
- ③「損害賠償請求」が、保険契約の開始日より前になされていた役員に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求である場合は、この保険契約では補償できません。

(注1) 一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてがなされたときとみなし、最初の損害賠償請求がなされた時の保険契約で補償します。

(注2) 本特約を付帯した場合であっても被保険者の範囲は拡大されないため、初年度契約開始日より前に退任した役員は補償対象外となります。

Q15. 生協役員賠償責任保険では、裁判外での和解金などは保険金支払の対象とならないのですか。

A15.

裁判での判決や裁判上の和解に限られるものではなく、裁判外での和解であっても法律上の根拠のある損害賠償責任であれば保険金支払の対象となります。しかしながら、役員責任に関する判例が蓄積されていないわが国においては、事実上、裁判外で役員法律上の賠償

責任を決することは困難な場合がほとんどであると考えられます。

役員に刑事責任や明確な法律違反があれば、法律上の賠償責任の有無の判断が比較的容易である場合も想定されます。しかし、このような場合の賠償責任には「犯罪行為」や「法令違反を認識しながら行った行為」など保険上の保険金を支払わない場合に該当するケースが多いといえます。

また、相手方との和解や賠償額の決定にあたっては、事前に当会社の同意を得ることが必要であり、この同意がない場合には保険金はお支払いできません。

役員には損害の防止義務が課せられており、なれあいの解決は認められるものではありません。

なお、組合員の代表訴訟によることなく、役員が生協との示談により生協に対して和解金を支払ったような場合、これは手続きの形式の如何を問わず、生協からの損害賠償請求に応じて損害賠償金を支払ったものといえ、「生協からなされた損害賠償請求」として保険金はお支払いできません。－（Q12. 参照）

したがって、生協役員賠償責任保険で補償される「役員が生協に対する責任」は、実質的に組合員から代表訴訟が起こされた場合に限られることになります。

（注）代表訴訟という「訴えの提起」とは、「訴訟を起こすこと」を意味しています。

Q16. 保険会社による示談交渉サービスがありますか。

A16.

生協役員賠償責任保険では、示談交渉や弁護士の手配、訴訟対応等のサービスは行いません。

生協役員賠償訴訟では、役員自身の行為自体の賠償責任の有無が争われ、また、必ずしも役員全員の利害が一致しないことが多いという訴訟の実態もあります。したがって、保険会社に全面的に解決を委ねるよりは、役員自らが弁護士を選任し、積極的に防御を行う方が有効であると考えられます。

Q17. 生協と役員両方に賠償請求をされた場合、生協役員賠償責任保険で生協の責任部分も補償されますか。

A17.

生協の責任部分は生協役員賠償責任保険では補償されません。生協役員賠償責任保険の被保険者はあくまでも役員であり、生協は被保険者ではありません。

役員が職務の遂行により第三者に損害を与えた場合、生協が不法行為責任・債務不履行責任等による賠償責任を負うと同時に、役員個人もその職務に悪意・重過失があったとして賠償責任を負う場合があります。この場合には、役員自身の責任部分のみが生協役員賠償責任保険で補償されます。－（Q4. 参照）

（注）普通保険約款第25条（4）には「保険契約者、被保険者および当会社は、会社および

被保険者各々が負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとします。」と規定されており、生協および役員の負担額を公正に決定し、役員の負担部分のみに対して保険金を支払うこととしています。

Q 1 8. 生協が合併した場合、生協役員賠償責任保険の適用はどうなりますか。

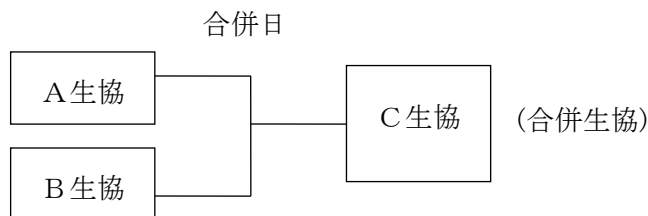
A 1 8.

生協が合併した場合、そのままでは合併日以降に行われた行為について、保険金支払の対象とはなりません。

生協の合併形態に合わせ、次の「新設合併の場合」と「吸収合併の場合」に分けて、それぞれの手続きを行うことになります。

1. 新設合併の場合

＜A生協、B生協とも生協役員賠償責任保険に加入しているとき＞



合併によって新たな生協が設立された場合、合併前の生協（A生協およびB生協）の保険契約は、保険契約者である生協が消滅するため、合併日をもって解約することになります。

新たに設立された生協（C生協）が引き続き生協役員賠償責任保険に加入する場合、合併日をもって新たに保険契約を締結することになります。

ただし、A生協またはB生協の役員は、合併日以降に、A生協の時の行為やB生協の時の行為にもとづき損害賠償請求を受けた場合、各々の保険契約が解約されていることから、保険の適用を受けられなくなります。

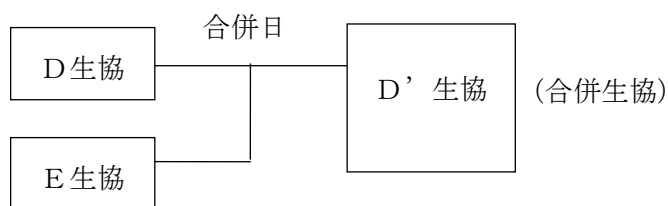
このような弊害を排除するため、「合併に関する特約」を付帯することにより、A生協またはB生協の役員が、各々の保険契約の「初年度契約の保険期間の開始日」以降の行為について、合併日以降に損害賠償請求を受けた場合でも、C生協の保険契約の適用を受けられるようにします。

※ 「合併に関する特約」の付帯は、合併日前に生協役員賠償責任保険に加入していた生協に限られます。将来にわたる合併の有無は保険料見積り時にご提出の、「生協役員賠償責任保険（生協役員賠償）保険料算出質問書」で確認をさせていただきます。

※ 「先行行為補償特約」が自動付帯されているため、既に合併された旧生協（既に存在しない）の役員が、旧生協当時の保険契約の「初年度契約の保険期間の開始日」の10年前の応当日以降に行った行為も補償されます。「先行行為補償特約」につきましては、前記Q 1 4 - 2をご参照ください。

2. 吸収合併の場合

< D生協、E生協とも生協役員賠償責任保険に加入しているとき >



合併前のE生協の保険契約は合併日をもって解約します。

D生協は合併による経営内容を反映した追加保険料をお支払いいただくことにより、D生協の保険契約を存続させます。（普通保険約款第6条の規定により、当社の承認がない場合（追加保険料の支払いがない場合を含みます。）、合併後の後に行われた行為は補償できません。）

ただし、E生協の役員は、合併日以降に、E生協の時の行為にもとづき損害賠償請求を受けた場合、保険契約が解約されていることから、保険の適用を受けられなくなります。このような弊害を排除するため、「合併に関する特約」を付帯することにより、E生協の保険契約の「初年度契約の保険期間の開始日」以降の行為について、合併日以降に損害賠償請求を受けた場合でも、D'生協の保険契約の適用を受けることができますようにします。

なお、E生協の役員が、引き続きD'生協の役員となった場合には、D'生協の役員としての行為にもとづく損害賠償請求については、D'生協の保険契約の適用を受けることができることはいうまでもありません。

※「合併に関する特約」の付帯は、合併日前に生協役員賠償責任保険に加入していた場合に限られます。なお、合併日前にいずれか一方の生協のみが生協役員賠償責任保険に加入していた場合には、加入していた生協についてのみ「合併に関する特約」の取扱いができます。

(注) 合併により消滅した生協（以下「消滅生協」といいます。）の役員は、合併日より後に消滅生協役員時の業務の遂行に起因して損害賠償請求を受けることがあります。たとえば、合併生協の組合員は、消滅生協役員に対し消滅生協に与えた損害を合併生協（合併生協は合併前の権利義務を包括継承します。）に賠償するよう請求する代表訴訟を起こすことができます。

Q 19. 現在、他の損害保険会社の役員賠償責任保険に加入していますが、生協役員賠償責任保険に切り替えた場合、初年度契約の取扱いはどうなりますか。

A 19.

「初年度契約」の保険期間の開始日より前に退任された役員は補償の対象となりませんが、現在他損保で加入があり、本制度に切替いただく場合は、他損保での「初年度契約」が本制度の「初年度契約」となります。よって、他損保での初年度契約以降に退任された役員の方であれば、補償の対象となります。

Q 2 0. 「雇用慣行賠償責任補償特約」では、どのような場合に保険金が支払われますか。

A 2 0.

役員が役員としての業務につき行った不当解雇、配置・昇進の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントにより損害賠償請求を受けた場合に保険金をお支払いします。

たとえば、「セクシャルハラスメントにより退職せざるをえなくなったとして損害賠償請求を受けた」「パワーハラスメントにより精神的に追い詰められてうつ病になったとして損害賠償請求を受けた」などが想定されます。

Q 2 1. 役員の相続人も生協役員賠償責任保険の被保険者となりますか。

A 2 1.

死亡した役員の相続人に対して、役員の生前の行為を原因として損害賠償請求が起こされる場合もあるため、生協役員賠償責任保険では相続人も被保険者とみなしません。

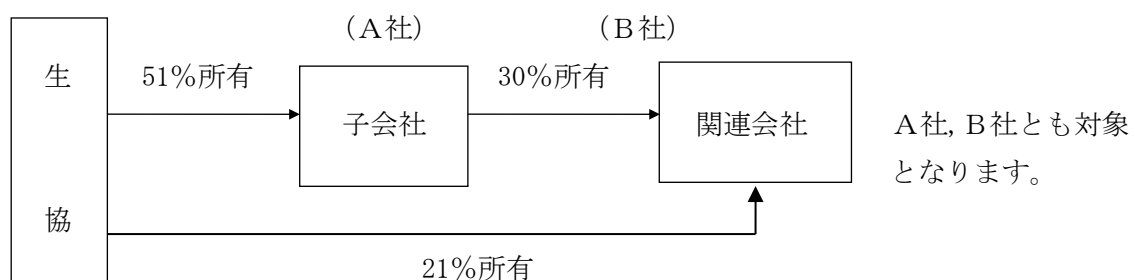
(注) 民法 896 条は「被相続人の死亡により相続が開始することによって、被相続人の一身専属の権利義務を除く一切の権利義務が相続人に法律上当然に帰属する。」旨を規定していますので、単純承認（全面的・無条件に権利義務を承継する）の場合は、相続人は被相続人に代わって賠償責任を負担しなければなりません。なお、相続の「放棄」または「限定承認」をすることによって賠償責任の負担をなくす、または軽減することもできます。

Q 2 2. どのような「子会社」の役員が被保険者に含まれるのですか。

A 2 2.

この保険で対象となる「子会社」とは、生協がその総株主の総議決権の過半数を有している法人または経営（財務および事業の方針の決定）を支配している法人をいいます。直接所有または支配している場合のほか、「関連会社」などで、子会社を通じて間接的に所有または経営を支配している場合も対象となります。

(例)



(注) 保険期間の途中で、上記の子会社の要件に該当しなくなった間に行われた行為に起因する損害賠償請求は補償できません。

Q 2 3. 対象となる子会社の役員は、生協からの出向役員に限られますか。

A 2 3.

生協から出向・派遣している役員であると、子会社の専任の役員であることを問わず、当該子会社のすべての役員が被保険者となります。

なお、生協からの出向・派遣役員については、生協においては役員ではなく使用人（職員）であっても、子会社において役員であれば当然対象となり、子会社の役員としての責任が保険で補償されます。

Q 2 4. 保険期間の途中で、役員改選がありました。被保険者はどのようになりますか。

A 2 4.

新たに選任された役員も自動的に被保険者となります。
当該保険期間であれば、保険料の追徴ありません。

Q 2 5. 生協役員賠償責任保険は役員の個人契約はできないのですか。

A 2 5.

生協が保険契約者となり、その役員全員を被保険者とする構成となっていますので、役員が個人的に生協役員賠償責任保険を契約することはできません。

Q 2 6. 生協役員賠償責任保険の保険料は、税務上どのように取扱われますか。

A 2 6.

「生協役員賠償責任保険は、役員が生協に損害を与えた場合に備えた保険であり、加害者（役員）のために被害者である生協が保険料を支払うのはおかしい」等として、保険料の全額を生協が負担することは会社法上問題ありとする見解があります。そのため、代表訴訟において役員が敗訴した場合（賠償責任を負担した場合）の損害は基本契約では保険金をお支払いできませんので、「株主代表訴訟補償特約」を付帯することにより補償することとします。

これにより、保険料を基本契約と特約に明確に区分し、特約の保険料を役員が負担できるようにしました。特約保険料は、保険料総額の10%となり、この特約保険料を役員全員で負担することになります。

なお、保険料の見積りに際しては、基本契約と特約に区分して保険料を提示します。

生協役員賠償責任保険の構成

賠償請求の形態	代表訴訟以外の賠償請求		代 表 訴 訟	
勝訴・敗訴の別	賠償責任なし (役員勝訴)	賠償責任あり (役員敗訴)	賠償責任なし (役員勝訴)	賠償責任あり (役員敗訴)
保険金の種類	争訟費用	損害賠償金 争訟費用	争訟費用	損害賠償金 争訟費用
約款の構成	基 本 契 約 (普通保険約款)			株主代表訴訟 補償特約
(参考) 保険料の負担者	生 協			役 員

保険料の税務上の取扱いについては、以下の趣旨で国税庁当局の確認を得ています。

(1) 支払保険料の税務処理

① 基本契約の保険料

基本契約に係る保険料を生協が負担した場合、役員個人に対する給与課税を行う必要はなく、生協は当該保険料を経費として損金処理します。

[代表訴訟以外の賠償請求および代表訴訟で役員が勝訴した場合を補償する保険契約の保険料を生協が負担することは、役員に対する経済的利益の供与にはあたらないということ。]

② 株主代表訴訟補償特約の保険料

この特約の保険料については、法律上の問題を考慮すると役員の個人負担または役員報酬から天引きする必要があります。

これを生協負担とした場合には、役員に対する経済的利益の供与があったものとして給与課税の対象となります。

この場合、生協は当該保険料を給与（役員報酬）として損金処理します。

(2) 保険料負担の配分方法

① 特約保険料の役員間の配分について

理事の報酬の総額および監事の報酬の総額は定款または総会・総代会等の決議により定めることになっていますが、通常その配分は理事会および監事の協議に委ねられています。

したがって、特約保険料の役員間の配分は、理事会および監事の協議により、次のいずれかの方法等の合理的な基準により配分を行った場合には、課税上許容されます。

ア. 役員の人数で均等に分担する方法

[無報酬あるいは僅少な役員報酬しか得ていない者への配分割合を縮小もしくは配分しない方法を含みます。]

イ. 役員報酬に比例して分担する方法

ウ. 法律上の区分〔代表理事・理事・監事〕別に分担する方法

(3) 保険料の税務処理上の留意点

① 役員間の配分割合

役員間の配分にあたり、著しく恣意的な配分を行った場合は、税務処理が否認されます。たとえば、僅少な役員報酬しか得ていない者への配分割合を著しく高くした場合などです。

② 役員報酬からの天引き方法

役員報酬は定額定時に支払われるものであり、一時的に定額以上の報酬が支払われた場合は、定額を越える部分は役員賞与として取扱われます。〔法人税基本通達 9-2-13〕そのため、特約保険料の個人負担相当額を一時に役員報酬に上乘せする方法をとった場合、役員賞与とみなされ損金不算入となります。なお、次のような方法をとった上、毎月の役員報酬に均等に上乘せすることは税務上否定されるものではないと解されます。

ア. 生協が保険契約締結前の役員報酬の中から一時に天引きする。

イ. 保険契約を分割払とし、毎月の役員報酬の中から天引きする。

③ 保険料負担の免除

記名子会社の役員で、その記名子会社が 100%子会社等、代表訴訟リスクがない役員の場合は、特約保険料の負担はありません。

④ 退任役員の保険料負担

退任役員からは特約保険料を徴収する必要はありません。

(在籍中にリスクに対応する保険料は、すでに負担済であるとの考えです。)

⑤ 執行役員の保険料負担

「執行役員」には代表訴訟リスクはないため、特約保険料を「執行役員」個人が負担する必要はありません。

Q 27. 生協役員賠償責任保険の保険料はどのように算出されるのですか。

A 27.

生協役員賠償責任保険の保険料は、資産規模、業歴、財務内容、合併の有無、その他の諸状況を勘案し、契約条件（期間中支払限度額、免責金額（自己負担額）、縮小支払割合）にもとづき個別に決定されるため、「保険料算出必要書類」（保険料算出質問書、直近年度 1 年の事業報告書（財務諸表等））を提出いただき算出します。

なお、保険料は保険契約の継続手続き（1 年単位）の都度、算出します。保険契約の継続手続きの前に「保険料算出必要書類」を提出いただきます。

* 日本生協連を契約者とし、スケールメリットをいかした保険料となっています。

Q 2 8. 改正生協法（会社法準用）における代表訴訟制度の改正のポイントはどのようなものですか。

A 2 8.

改正生協法（会社法準用）の内、代表訴訟制度に関する改正のポイントは以下のとおりです。

項 目	改 正 前	改 正 後
役員が生協に対する責任軽減の限度	なし	代表理事 : 報酬などの6年分 理事 : 報酬などの4年分 監事 : 報酬などの2年分
役員が生協に対する責任軽減の方法	なし	総会・総代会の特別決議による方法
監事の考慮期間	なし	生協役員の責任を追及する訴えの提起の請求があった日から60日以内
役員を補助するために生協が行う訴訟への参加	監事の同意で、生協が役員を補助するために組合員代表訴訟に参加の <u>申出</u> をすることができる。	監事の同意で、生協が役員を補助するために代表訴訟に <u>参加</u> することができる。
不提訴理由の説明	なし	考慮期間（60日）内に代表訴訟を提起しない場合は、提訴請求をした者に対し、訴えを提起しない理由を書面等により通知しなければならない。

Q 2 9. 役員が生協に対する責任の軽減とはどのようなものですか。

A 2 9.

役員が法令、定款に違反した行為によって生協に損害を与え、賠償責任を負担した場合について、生協に対する役員を一定の額を限度に軽減することができる規定をいい、生協法31条の3第4項に規定されています。ただし、故意、重大な過失がある行為、生協法施行（平成20年4月1日）前の行為は、責任軽減の対象になりません。

役員を軽減するには、各監事の同意を得た上で、総会・総代会に責任軽減の提案を行い、特別決議（3分の2以上の賛成を得る）により決議されなければなりません。

役員を軽減する限度は、下表のとおり報酬などの2～6年分ですから、軽減の決議を受けた場合でも少なくとも報酬などの2～6年分の責任を負うことになります。

代表理事	:	報酬などの6年分
理事	:	報酬などの4年分
監事	:	報酬などの2年分

Q 30. 代表訴訟における役員側への補助参加とはどのようなものですか。

A 30.

「補助参加」は、民事訴訟法第42条に規定されている制度です。

生協法31条の6で準用する会社法第849条（訴訟参加）に「株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなる時、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる時は、この限りでない。」と規定されています。ただし、生協が被告役員を補助するため、代表訴訟に参加する場合は、会社法849条第2項の規定により監事の同意を得る必要があります。

【医療福祉生協用】

Q 31. 生協役員賠償責任保険と医師賠償責任保険の違いはどのようなものですか。

A 31.

生協役員賠償責任保険は、これまでの記載のとおり「生協の役員としてその業務で行った行為」により、生協や第三者より提訴された場合に、その訴訟費用や法律上の損害賠償金（判決金額、和解金など）をお支払いするものです。

また、医師賠償責任保険は、「医療行為を行ったことによる医療上の過失」や「医療施設の使用・管理上の不備や給食等の欠陥」が原因で、患者の身体に障害を与えてしまった場合、または、財物の損害、人格権侵害等により患者やその遺族（親族）に対する、法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）およびその訴訟費用をお支払いするものとなっています。

以上